

# 法務省における 被害が潜在化しやすい被害者等への支援

---

第31回「基本計画策定・推進専門委員等会議」

# 検察，警察，児童相談所の連携強化に向けた取組について

## 検察における実施状況(平成27年10月以降)

### 【代表者聴取の実施件数】

児童が被害者又は参考人である事件であって、検察官，警察，児童相談所の三者又は二者において協議を行った上，そのいずれかが代表して事情聴取を行った事例（法務省が把握している限り）

○H27年度下半期(39例)	10.28 ~ 3.31	39例
	4. 1 ~ 9.30	149例
○H28年度(306例)	10. 1 ~ 3.31	157例
	4. 1 ~ 9.30	344例
○H29年度(767例)	10. 1 ~ 3.31	423例
	4. 1 ~ 9.30	699例
○H30年度(1,490例)	10. 1 ~ 3.31	791例
		<b>計2,602例</b>

### 【事例や課題の共有】

令和元年9月，捜査・公判の豊富な経験を有する検察官を対象に，児童虐待等をテーマとした研修を実施し，児童からの聴取方法等に関する専門家による講義のほか，事例研究等を実施し，事例や課題などについて共有した。

### 【代表者聴取に関する予算措置】

検察官等が児童の特性等を踏まえた取調べ技法を習得し，適切に代表者聴取を実施するため，令和2年度予算において，必要な予算措置がなされている。

# 検察庁における被害者支援員による支援

## 被害者支援員配置の目的

刑事手続において、犯罪被害者の保護を図ることは、刑事司法に課せられた重要な課題であることに鑑み、検察庁における犯罪被害者保護施策のより一層の推進を図るため、各庁において、検察事務官等から「被害者支援員」を指名して配置し、被害者等に対し、よりきめ細やかな配慮を行うこととする。

## 被害者支援員の職務内容

### ○犯罪被害者相談対応

犯罪被害者からの各種相談に応じる。

また、各検察庁に設置されている被害者相談専用電話（被害者ホットライン）の電話対応等を行う。

### ○被害者等に対する各種情報提供

被害者等の不安を除去するため、刑事手続、証人尋問等の説明を行う。

### ○来庁した被害者等への対応

来庁した被害者、告訴・告発人等との対応及び検察官調べ室、法廷への案内、付添いを行う。

### ○被害者支援機関・団体との連絡・調整

他の被害者支援機関・団体と連絡・調整を行う。



## 被害者ホットライン

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるよう、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けている。

「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっており、夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスの利用が可能となっている。

# ～法務少年支援センターのいま～



平成27年6月に「少年鑑別所法」が施行され、少年鑑別所は、「法務少年支援センター」の名称で、地域社会における非行・犯罪の防止に向けたさまざまな支援に力を入れています。



## 法務少年支援センターの特徴

- 各都道府県庁所在地など、全国に52箇所あります。
- 非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などのトラブル、交友関係のことなどについて、心理学等を専門にする職員が相談に応じます。
- 年齢に関係なく、どなたからの相談もお受けしています。

## お気軽にご利用ください

全国共通  
相談  
ダイヤル

0570-085-085

お近くのセンターに直接つながります。

## お近くのセンター等の紹介をしています

法務少年支援センター

検索

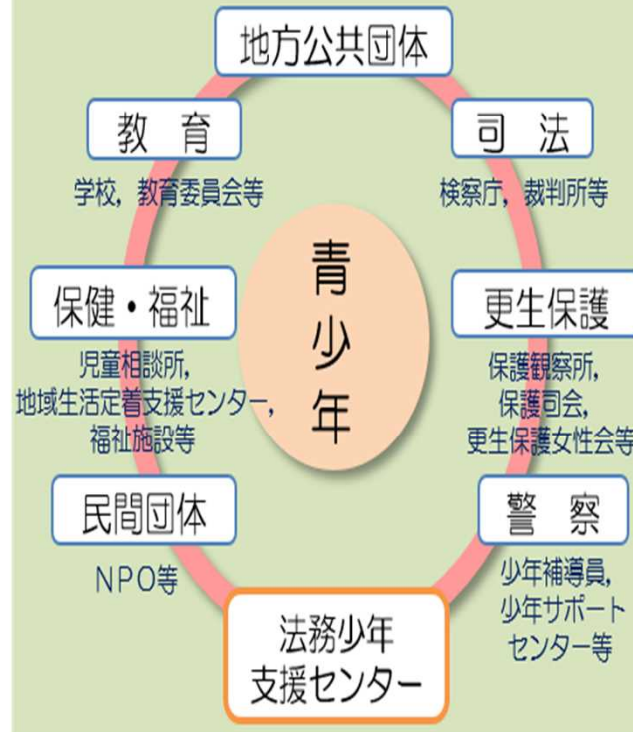


施設参観の案内など、お近くのセンターの最新の情報が得られます。

メールによる相談受付も行っています（一部施設）。

## 関係機関とのネットワークを構築しています

効果的な援助のために、必要に応じて関係機関と連携します。



## 専門機関として支援の充実を進めています

### カウンセリング・心理相談

- 「子どものしつけに困っている…」  
「気持ちがいらいらしやすい…」
- 御本人や御家族への継続的なカウンセリングなど、心理的な支援を行っています。

### 発達・性格等の調査

- 「子どもの発達が気がかり…」  
「自分の性格を知りたい…」
- 相談内容に応じた検査を行います。
  - 御本人や関係者に結果を分かりやすく説明し、自己理解を深めるお手伝いをします。

### 問題行動への専門的支援

- 「生徒の暴力を止めさせたい…」  
「子どもに性的な問題行動が…」
- 「性」や「暴力」の問題行動への支援・指導について専用のワークブックを準備し、御本人と一緒に考えます



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域につながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。



# 法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

## 1. 常設・特設相談所(電話又は面談による相談)

- ◆常設人権相談所・・・法務局・地方法務局及びその支局で常時開設  
(平成30年における相談件数・・・約19万4千件)
- ◆特設人権相談所・・・市町村役場, 公民館, デパート等で随時開設  
(平成30年における相談件数・・・約2万1千件)

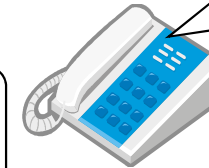


みんなの人権110番  
0570-003-110(ナビダイヤル)  
ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

日常生活における人権問題について、  
人権擁護委員及び法務局職員が相談に  
応じて解決に導く

## 2. 子どもの人権110番

- ◆法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話を設置  
(平成30年における相談件数・・・約2万1千件)



子どもの人権110番【通話料無料】  
0120-007-110(フリーダイヤル)  
ゼロゼロなのひやくとおぼん

## 3. 子どもの人権SOSミニレター

- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布  
(平成30年度における相談件数・・・約1万4千件)



いじめ等、先生や保護者にも話せない悩みごとの相談に応じ、解決に導く

## 4. インターネット人権相談(SOS-eメール)

- ◆パソコン, 携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に最寄りの法務局からメール, 電話又は面談により回答  
(平成30年における相談件数・・・約9千件)



【PC, スマートフォン,  
携帯電話】  
<https://www.jinken.go.jp/>



## 5. 女性の人権ホットライン

- ◆法務局・地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う相談電話を設置  
(平成30年における相談件数・・・約1万9千件)



女性の人権ホットライン  
0570-070-810(ナビダイヤル)  
ゼロななゼロのはーとらいん

## 6. 外国語による人権相談

- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制整備  
【対応言語】英語, 中国語, 韓国語, フィリピン語, ポルトガル語, ベトナム語, ネパール語, スペイン語, インドネシア語, タイ語  
(平成31年4月～)

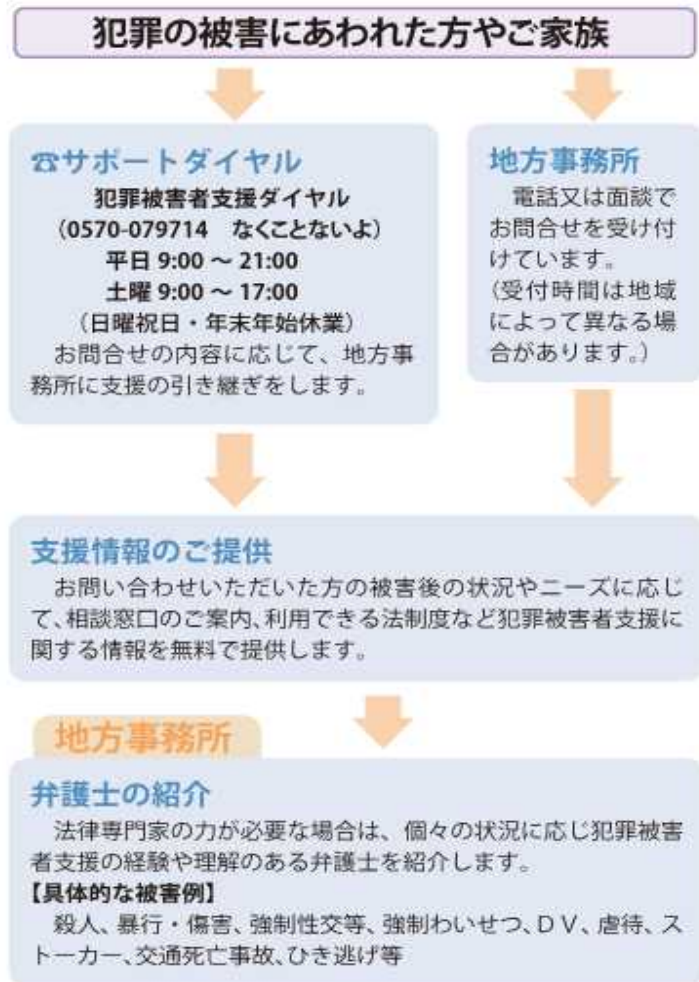


外国語人権相談ダイヤル  
0570-090-911(ナビダイヤル)

外国人のための人権相談所

# 日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者支援

## ●法テラスの犯罪被害者支援の流れ



DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成30年1月24日

DV等被害者法律相談援助が始まりました。

DV等被害者法律相談援助は、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする法律相談制度です。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に対し、「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度(ご利用には一定の要件があります。)

### 《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

■ご利用いただける方  
 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

■ご相談いただける内容  
 再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。  
 法律相談は、弁護士との面談相談です。

■費用  
 一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,500円)をご負担いただきます。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。